

## 国土交通省気候変動適応計画の主な修正内容

国土交通省気候変動適応計画（現行）	国土交通省気候変動適応計画（改正案）
<p>I. はじめに</p> <p>II. 基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気候変動による国土交通分野への影響</li> <li>2. 国土交通省が推進すべき適応策の理念</li> <li>3. 適応策の基本的な考え方               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 不確実性を踏まえた順応的なマネジメント</li> <li>(2) 現在現れている事象への対処</li> <li>(3) 将来の影響の考慮</li> <li>(4) ハード、ソフト両面からの総合的な対策</li> <li>(5) 各種事業計画等における気候変動への配慮</li> </ol> </li> </ol>	<p>I. はじめに</p> <p>II. 基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気候変動による国土交通分野への影響</li> <li>2. 国土交通省が推進すべき適応策の理念</li> <li>3. 適応策の基本的な考え方               <p>※ 同左</p> </li> </ol>

(6) 自然との共生及び環境との調和

国土交通省においては、社会資本整備にあたってこれまでも自然の営みを視野に入れ、地域特性に応じて自然が有する機能も活用しつつ、自然と調和しながら、生物多様性の保全や持続可能な利用の観点から、自然環境を保全・再生・創出する施策に取り組んできた。

適応策の立案や実施においても同様に、自然環境の保全・再生・創出に配慮することとする。

また、目的や地域特性に応じて、生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等といった自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）も活用する。

(7) 地域特性の考慮、各層の取組推進（地方公共団体、事業者、住民等）

4. 適応策の実施・見直し

(6) 自然との共生及び環境との調和

《グリーンインフラに関する記載を整理》

国土交通省においては、社会資本整備にあたってこれまでも自然の営みを視野に入れ、地域特性に応じて自然が有する機能も活用しつつ、自然と調和しながら、生物多様性の保全や持続可能な利用の観点から、自然環境を保全・再生・創出する施策に取り組んできた。

また、自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応することを目的とした社会資本整備や土地利用等（グリーンインフラ<sup>※</sup>）は、持続可能な社会や自然共生社会の実現、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資に貢献している。

そのため、適応策の立案や実施においても同様に、自然環境の保全・再生・創出やグリーンインフラの活用<sup>※</sup>に配慮することとする。

※ グリーンインフラとは、社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの（「国土形成計画（全国計画）」（H27.8 閣議決定））。

※ 同左

### Ⅲ. 適応に関する施策

#### 1. 自然災害分野

##### (1) 水害

##### (2) 土砂災害

##### (3) 高潮・高波等

#### 2. 水資源・水環境分野

##### (1) 水資源

##### (2) 水環境

#### 3. 国民生活・都市生活分野

##### (1) 交通インフラ

##### (2) ヒートアイランド

#### 4. 産業・経済活動分野

#### 5. その他の分野

#### 6. 基盤的な取組

##### (1) 普及啓発・情報提供

##### (2) 観測・調査研究・技術開発等

##### (3) 国際貢献

### Ⅲ. 適応に関する施策

#### 1. 自然災害分野

##### (1) 水害

##### 《「高規格堤防整備事業の推進」を追加》

「人口・資産等が高密度に集積する首都圏及び近畿圏のゼロメートル地帯等の低平地において、施設の能力を上回る洪水による越水、浸透等に対して堤防の決壊を防ぐことができる高規格堤防の整備を推進する。」

※ 「高規格堤防の効率的な整備の推進に向けて 提言」（H29.12 高規格堤防の効率的な整備に関する検討会）を踏まえ追加

※ 同左

#### 2. 水資源・水環境分野

※ 同左

#### 3. 国民生活・都市生活分野

##### (1) 交通インフラ

##### 《「自転車の活用」を追加》

「災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、全国の国道事務所等において自転車を配備し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強化する。」

※ 「自転車活用推進計画」（H30.6 閣議決定）を踏まえ追加

※ 同左

#### 4. 産業・経済活動分野

#### 5. その他の分野

#### 6. 基盤的な取組

※ 同左